

仕 様 書

本仕様書は、新地方公会計制度に基づく京都市財務書類（令和５年度決算分）作成業務に関する委託事項について定める。

（業務の目的）

第１条 本業務は、本市のより分かりやすい財務情報の公表に向け、新地方公会計制度に基づく令和５年度の財務書類（統一的な基準）の作成を支援することを目的とする。

（業務の内容）

第２条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 令和５年度財務書類の作成

令和５年度の一般会計等、全会計及び連結財務書類について、本市の提出する資料に基づいて作成を行う。

ア 本市提出資料

(ア) 一般会計及び各特別会計（公営企業除く）に係る各種資料

会計データ、歳入歳出事項別明細書、財産調書、決算統計、健全化比率関連資料、基金・出資・貸付・未収金・市債・各種引当金等に係る各種資料

(イ) 公営企業及び各種連結対象団体の財務諸表及び関連資料

(ウ) その他関連資料

イ 納品物

(ア) 一般会計等、全会計及び連結財務書類の財務３表

(イ) 一般会計及び各特別会計（公営企業除く）の会計ごとの仕訳帳、総勘定元帳及び合計残高試算表

(ウ) 一般会計等の附属明細書及び注記

(2) 令和５年度末固定資産台帳等の作成

本市の提出する資料に基づいて固定資産の追加や削除などを実施し、固定資産台帳を令和５年度時点のものに更新を行う。

ア 本市提出資料

一般会計等及び各特別会計（公営企業除く）に係る以下の資料

(ア) 土地及び建物の新規取得及び除売却に係る情報

(イ) 工作物等の新規取得及び除売却に係る情報

(ウ) 建物及び工作物等の建設仮勘定及び資本的支出に相当する修繕に係る情報

(エ) ソフトウェア等の無形固定資産の新規取得及び除売却に係る情報

(オ) 土地及び建物に係る令和５年度末の事業用・インフラ資産別、行政目的別明細表

(カ) その他関連資料

イ 納品物

(ア) 勘定科目及び資産種別ごとの固定資産台帳

(イ) 会計毎の勘定科目別資産増減明細表

(3) 財務書類作成等に係る各種支援

財務書類作成、附属明細書作成、注記作成及び公表資料作成に関して、本市及び連結対象団体への支援を必要に応じて行う。

(業務期間)

第3条 業務期間は、契約締結日から令和7年3月31日とする。

(成果品の納入場所)

第4条 委託事業者は、本業務を完了したときは、成果品を京都市行財政局財政室に納入しなければならない。

(法令の順守)

第5条 本業務は、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に準拠して実施しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 地方自治法施行令
- (3) 京都市個人情報保護条例
- (4) 京都市個人情報保護条例施行規則
- (5) 新地方公会計制度実務研究会報告書
- (6) 地方公会計モデルにおける資産評価実務手引
- (7) 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」
- (8) その他関係法令等

(その他)

第6条 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、本市、委託事業者の両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。